

困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画
推進委員会設置要綱

令和 6 年 7 月 1 8 日付 6 福祉子育第 1 4 3 2 号福祉局長決定
令和 7 年 9 月 2 5 日付 7 福祉子育第 2 2 1 9 号 一部改正

(目 的)

第 1 条 東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」の進捗状況の評価及び関連施策の推進に必要な事項の検討を行う「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画の推進に関すること
- (2) その他、困難な問題を抱える女性の福祉の増進に関し必要な事項

(構 成)

第 3 条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 次に掲げる者のうち、福祉局長が委嘱する者

- ア 学識経験者
- イ 女性相談支援員
- ウ 区市町村職員
- エ 弁護士
- オ 医療機関関係者

- (2) 次に掲げる職にある者

- ア 東京都女性相談支援センター所長
- イ 東京都女性相談支援センター多摩支所長
- ウ 東京都女性相談支援センター保護支援担当課長
- エ 東京ウィメンズプラザ所長
- オ 東京都児童相談センター次長
- カ 警視庁生活安全部人身安全対策課ストーカー・DV 対策担当管理官
- キ 東京都社会福祉協議会女性支援部会部会長

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名による。
- 4 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集等)

第 4 条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長が必要と認めるときは委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聞く

ことができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年以内において福祉局長が定める期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹 事)

第6条 委員会における検討の補助を行うため、福祉局長は、都職員のうちから幹事を指名する。

2 幹事は、委員会に出席し、検討に必要な情報を提供するものとする。

(会議の公開)

第7条 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めるときは、公開することができる。

2 委員会に係る会議資料及び議事要旨は、原則として公開する。ただし、委員長が公開しないことを適当と認める事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、福祉局子供・子育て支援部育成支援課に置く。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則（令和6年7月18日付6福祉子育第1432号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和7年9月25日7福祉子育第2219号）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。